



新潟県公報

令和 7 (2025)年
3月18日(火)
第587号

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 185
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 186
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 186
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 187
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止..... 187
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止..... 188
- 農村地域への産業の導入に関する基本計画の変更..... 188
- 家畜伝染病予防法第 5 条第 1 項の規定による命令..... 189
- 家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項の規定による命令..... 194
- 令和 7 (2025) 年度及び令和 8 (2026) 年度における建設工事に係る競争入札参加資格..... 195
- 令和 7 (2025) 年度及び令和 8 (2026) 年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格..... 198
- 道路の区域の変更..... 199
- 新潟県開発許可等審査基準の一部改正..... 199

公 告

- 患者の届出..... 202
- 令和 7 (2025) 年度及び令和 8 (2026) 年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等..... 202
- 令和 7 (2025) 年度及び令和 8 (2026) 年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等..... 205

告 示

新潟県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 (2025) 年 3月18日

新潟県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 6 (2024) 年 4 月16日	快生堂薬局	大田原市野崎 2-10-4
令和 6 (2024) 年 5 月 1 日	なかたクリニック	足利市借宿町558
令和 6 (2024) 年 5 月 1 日	加藤歯科医院	足利市若草町 5-9

令和6(2024)年5月1日	けやきクリニック	佐野市植下町1164-4
令和6(2024)年5月1日	すずき内科・循環器科	下野市薬師寺2489-10
令和6(2024)年6月1日	桜ヶ丘内科・呼吸器科クリニック	さくら市桜ヶ丘3-1-1
令和6(2024)年11月1日	足利腎クリニック	足利市伊勢南町9-5
令和6(2024)年11月1日	フクシ千渡薬局	鹿沼市千渡1670-5
令和6(2024)年11月1日	フクシ鹿沼薬局	鹿沼市府所町139-3
令和6(2024)年11月1日	フクシ矢板薬局	矢板市土屋68-1
令和6(2024)年11月1日	フクシ塩原薬局	那須塩原市塩原1266
令和6(2024)年11月1日	フクシ烏山薬局	那須烏山市滝田996-10
令和6(2024)年11月1日	こばやし歯科医院	日光市今市57
令和6(2024)年11月15日	阿部内科	大田原市佐久山2018
令和7(2025)年1月12日	小泉内科クリニック	日光市久次良町1814-1
令和7(2025)年2月1日	かぬま皮膚科・美容皮膚科クリニック	鹿沼市栄町1-3-12
令和7(2025)年2月1日	タンポポ薬局	鹿沼市万町963-14
令和7(2025)年2月1日	レモン薬局 小山店	小山市宮本町2-3-14
令和7(2025)年3月1日	花・花薬局昭和通り店	足利市西砂原後町1180-1
令和7(2025)年3月1日	たかたく薬局 今市店	日光市今市976-5
令和7(2025)年3月1日	ゲート薬局小林店	日光市小林2453-2
令和7(2025)年3月1日	フレンド薬局 小山喜沢店	小山市喜沢439-1

栃木県告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7(2025)年3月18日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令 和 7 (2025) 年 2月14日	吉川 公隆	大田原市末広2-8-26	訪問マッサージ KEiROW 那須塩 原ステーション	那須塩原市大原間西2- 12-1 ニューウイング 荒井B-103

栃木県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定

により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7(2025)年3月18日

栃木県知事 福田 富一

指定訪問看護事業者等

変更年月日	名称	主たる事務所の所在地
令和7(2025)年2月5日	訪問看護ステーションことは	佐野市堀米町133 ドゥエルオオタ105 (小山市東間々田2-23-2)

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第102号

次の指定医療機関から、生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7(2025)年3月18日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和6(2024)年12月31日	イオン小山 かなまる眼科・アレルギー科	小山市中久喜1467-1 イオンモール小山1F
令和6(2024)年12月31日	室賀歯科医院	那須塩原市豊浦93
令和6(2024)年12月31日	内藤歯科医院	足利市伊勢町1-5-1 セントラルハイツ1F
令和7(2025)年1月28日	さつき薬局	鹿沼市千渡1794-7
令和7(2025)年2月1日	小池医院	鹿沼市千渡2348-8
令和7(2025)年3月31日	倉持整形外科鹿沼	鹿沼市緑町2-1-34
令和7(2025)年3月31日	ミライ薬局 小山店	小山市大字雨ヶ谷752-4

栃木県告示第103号

次の指定介護機関から、生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和7(2025)年3月18日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

廃止年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和6(2024)年12月31日	内藤 薫	足利市伊勢町1-5-1 セントラルハイツ1F	内藤歯科医院	足利市伊勢町1-5-1 セントラルハイツ1F	居宅療養管理指導

2 介護予防事業者

廃止年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和6(2024)年12月31日	内藤 薫	足利市伊勢町1-5-1 セントラルハイツ1F	内藤歯科医院	足利市伊勢町1-5-1 セントラルハイツ1F	介護予防居宅療養管理指導

栃木県告示第104号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7（2025）年3月18日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和7（2025）年4月1日	クレア心療内科医院	下野市医大前3-2-15

（保健福祉課）

栃木県告示第105号

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定に基づく農村地域への産業の導入に関する基本計画を変更したので、同条第6項の規定により、変更後の農村地域への産業の導入に関する基本計画の概要を次のとおり公表する。

なお、変更後の基本計画書は、栃木県農政部農村振興課に備えて一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年3月18日

栃木県知事 福田 富一

農村地域への産業の導入に関する基本計画の概要

本基本計画は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第4条に定める県計画で、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展を目的に、農村地域への産業の導入に関し、次の事項についての大綱を定めるものである。

- 1 農村地域への産業の導入の目標
- 2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標
- 3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- 4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農業用地等との利用の調整に関する方針
- 5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

- 6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項
- 7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
- 8 その他必要な事項

(農村振興課)

栃木県告示第106号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月18日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 実施の目的
ヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - (2) 前号の牛と同一施設内で飼育している牛
 - (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
 - (1) 予備的抗体又は遺伝子検出法（スクリーニング法）
 - (2) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
 - (3) 疫学的検査
 - (4) 臨床検査
 - (5) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域		期 間
栃 木 市	藤岡町緑川、藤岡町大前、都賀町家中	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで
大 田 原 市	狭原、小船渡、蛭畑、蛭田	
那 須 塩 原 市	青木	
那 須 烏 山 市	小木須	
下 野 市	中大領、下長田、上台	
市 貝 町	大字刈生田、大字羽仏、大字続谷	
壬 生 町	大字藤井	
那 須 町	大字蓑沢	

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

II

- 1 実施の目的
ヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項に規定する検査を受けようとする雄牛
 - (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
 - (1) 予備的抗体又は遺伝子検出法（スクリーニング法）

- (2) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- (3) 疫学的検査
- (4) 臨床検査
- (5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

Ⅲ

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) 予備的抗体又は遺伝子検出法（スクリーニング法）
- (2) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- (3) 疫学的検査
- (4) 臨床検査
- (5) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
宇都宮市	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで
上金井町、福岡町、上欠町、新里町、石那田町、大綱町	
栃木市	
藤岡町富吉、都賀町升塚	
鹿沼市	
池ノ森、樺山町、みなみ町	
日光市	
横川	
下野市	令和8(2026)年3月31日まで
中大領、下長田	
市貝町	
大字羽仏、大字杉山	令和8(2026)年3月31日まで
那須町	
全域（大字高久甲、大字高久乙、大字高久丙、大字大島1152及び1977-1を除く）	

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

Ⅳ

1 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧場に放牧予定の乳用牛
- (2) 放牧場で飼育されている乳用牛
- (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) 予備的抗体又は遺伝子検出法（スクリーニング法）
- (2) ヨーニン検査
- (3) 遺伝子検査（リアルタイムPCR検査）
- (4) 疫学的検査
- (5) 臨床検査
- (6) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

V

1 実施の目的

牛のブルセラ症発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 輸入から1年以上経過し、搾乳又は繁殖の用に供する目的で飼養する牛であって、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- (2) 家畜改良増殖法第4条第1項に規定する検査を受けようとする雄牛であって、過去にブルセラ症の検査を受けたことがない牛

3 検査の方法

- (1) 酵素免疫測定法（エライザ法）
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査
- (4) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VI

1 実施の目的

牛の結核発生予察のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

輸入から1年以上経過し、搾乳又は繁殖の用に供する目的で飼養する牛であって、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 検査の方法

- (1) ツベルクリン検査（皮内注射法）
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査
- (4) その他必要な検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで
------	---------------------------------------

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VII

- 1 実施の目的
伝達性海綿状脳症発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であつて、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 3 検査の方法
酵素免疫測定法(エライザ法)
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

VIII

- 1 実施の目的
牛のアカバネ病発生予察のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域で飼育されている牛(未越夏牛とし、原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛)を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛
- 3 検査の方法
 - (1) 血清学的検査(中和試験)
 - (2) 疫学的検査
 - (3) 臨床検査
 - (4) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	原則として、令和7(2025)年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

IX

- 1 実施の目的
豚熱発生予察のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
所轄家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし
- 3 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 酵素免疫測定法(エライザ法)
 - (3) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

X

- 1 実施の目的
アフリカ豚熱発生予察のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
所轄家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし
- 3 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

XI

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予察のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 対象となる家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
 - (2) 範囲
県内において、上記(1)の家畜を合わせて100羽以上又はだちょうを10羽以上飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が選定した農場
- 3 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 酵素免疫測定法(エライザ法)
 - (3) 血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応)
 - (4) その他必要な検査
- 4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

- 5 その他
実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

XII

- 1 実施の目的
腐蛆病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内に飼育されている蜜蜂であって、所轄家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂

3 検査の方法

- (1) 肉眼的検査
- (2) 脱脂粉乳による試験
- (3) 細菌学的検査

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

栃木県告示第107号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し当該家畜について家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月18日

栃木県知事 福田 富一

I

1 実施の目的

牛ウイルス性下痢、牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧場に放牧予定の乳用牛
- (2) 放牧場で飼育されている乳用牛
- (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認める牛

3 注射の方法

筋肉内注射

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

II

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育されている豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

3 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

4 実施する区域及び期間

区 域	期 間
管内全域	令和7(2025)年4月1日から 令和8(2026)年3月31日まで

5 その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

(畜産振興課)

栃木県告示第108号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「一般競争入札参加資格」という。)及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「指名競争入札参加資格」という。)を定めたので、自治令第167条の5第2項(自治令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年3月18日

栃木県知事 福田 富一

1 県が発注する建設工事

県が発注する建設工事は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事とする。

2 競争入札参加資格

一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項及び5の技術評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとし、このうち別表一に掲げる建設工事の種類については、請負対象額と対応させた等級に格付を行うこととする。ただし、特例政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札参加資格については、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者であること。

- (1) 自治令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 県税(地方消費税を含む。)に未納がある者
- (4) 法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
- (5) 次のアからウまでに定める届出をしていない者(当該届出の義務がない者を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (6) 法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。)第1の第1号の2に規定する審査基準日(以下「審査基準日」という。)が令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度における競争入札参加資格審査を申請する日の1年7月前の日が属する事業年度の直後の事業年度終了日以降にある経営事項審査(告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。)を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (7) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者
 - ア 令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者
 - イ アの申請に際し送信する工事経歴書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者
 - ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしな

かった者

(8) 法第3条の規定による許可を受けていない者

4 経営事項審査評価事項

審査基準日における経営事項審査の項目

5 技術評価事項

(1) 令和6(2024)年10月1日の前日までの3年間に於いて県が発注し、完成した建設工事の工事種別ごとの工事実績

ただし、建築一式工事、電気工事、管工事については令和6(2024)年10月1日の前日までの5年間に於いて県が発注し、完成した建設工事の工事実績

(2) 栃木県優良建設工事表彰要綱に基づく令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までに於ける優良建設工事表彰受賞歴

(3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく令和6(2024)年10月1日の前日までの2年間に於ける指名停止及び指名停止に至らない事由に関する措置の状況

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者の雇用に関する状況

(5) 更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者の雇用実績及び管轄保護観察所における協力雇用主登録の有無

(6) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無

(7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第9条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無、又は栃木県「男女生き生き企業」認定制度実施要領に基づく認定の有無

(8) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定の有無

(9) 関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく災害時の基礎的事業継続力認定の有無

(10) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項に規定する消防団への従業員の加入・活動状況

(11) 労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの加入の有無

(12) とちぎ健康経営事業所認定制度実施要領に基づく認定の有無、又は経済産業省が実施する健康経営優良法人認定制度に基づく認定の有無

6 栃木県及び県内市町との共同受付

栃木県及び別表二に掲げる県内の市町において、競争入札参加資格に係る共同受付を実施することとし、別表二に掲げる市町の競争入札参加資格の認定を希望する者は、栃木県県土整備部監理課へ申請を行うこととする。

7 その他

(1) 令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度における建設工事に係る競争入札参加資格(令和6年栃木県告示第426号)に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

(2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

(3) 令和7(2025)年4月1日以降に会社の設立、合併等によって経営事項審査を受ける者に係る競争入札参加資格については、別に定める。

別表一

1 土木一式工事

等級	請負対象額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上1億円未満
B	1,000万円以上3,000万円未満
C	1,000万円未満

2 建築一式工事

等級	請負対象額
S A	5,000万円以上
A	3,000万円以上2億円未満
B	1,000万円以上3,000万円未満
C	1,000万円未満

3 電気工事、管工事及び解体工事

等級	請負対象額
A	2,000万円以上
B	500万円以上2,000万円未満
C	500万円未満

4 ほ装工事

等級	請負対象額
A	1,500万円以上
B	500万円以上1,500万円未満
C	500万円未満

5 造園工事

等級	請負対象額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満

6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事

等級	請負対象額
A	500万円以上
B	500万円未満

別表二

競争入札参加資格に係る栃木県との共同受付を実施する市町

足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、益子町、茂木町、野木町、高根沢町

栃木県告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度に県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により次のとおり公示する。

令和7（2025）年3月18日

栃木県知事 福田 富一

1 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 測量業務

一般測量、地図の調製、航空測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

意匠、構造、電気、機械

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園その他の土木関係建設コンサルタント業務

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

土地評価、物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等

(6) その他の業務

河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務その他(1)から(5)までに含まれない業務

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、これを認めることとする。

3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

(1) 政令第167条の4第1項に該当する者

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者

(3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者

(4) 法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者

(5) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

ア 令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者

イ アの申請に際し送信する測量等実績調書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者

ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

(7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

4 栃木県及び県内市町との共同受付

栃木県及び別表に掲げる県内の市町において、競争入札参加資格に係る共同受付を実施することとし、別表に掲げる市町の競争入札参加資格の認定を希望する者は、栃木県県土整備部監理課へ申請を行うこと。

5 その他

令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度における建設工事に係る競争入札参加資格(令和6年栃木県告示第427号)に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

別表

競争入札参加資格に係る栃木県との共同受付を実施する市町
足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、益子町、茂木町、野木町、高根沢町

(監理課)

栃木県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7(2025)年3月18日から同年4月16日まで一般の縦覧に供する。

令和7(2025)年3月18日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
/	前	日光市大沢町523-1から 日光市大沢町507-1まで	11.0~20.4	250.0	
	後	日光市大沢町523-1から 日光市大沢町507-1まで	15.0~20.4	250.0	

II

道路の種類 一般国道

路線名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
/	前A	那須烏山市中山字土橋上160-8から 那須烏山市中山字大道西137-1まで	8.9~19.5	240.3	
	前B	那須烏山市中山字土橋上160-8から 那須烏山市中山字大道西137-1まで	10.5~16.5	228.6	
	後	那須烏山市中山字土橋上160-8から 那須烏山市中山字大道西137-1まで	10.5~16.5	228.6	

(道路保全課)

栃木県告示第111号

栃木県開発許可等審査基準(平成9年栃木県告示第380号)の一部を次のように改正する。

令和7(2025)年3月18日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条の2 略</p> <p>(法第34条第7号の建築物等)</p> <p><u>第6条の3</u> 法第34条第7号に規定する建築物又は第一種特定工作物は、別表第1の3に掲げる用途に該当し、その位置、敷地及び建築物等については、同表に規定するそれぞれの要件を満たすものであるとともに、事業計画書等によりその内容が適正であると認められるものでなければならない。</p> <p>(浸透施設の設置)</p> <p>第27条 開発区域の周辺の状況及び河川、水路等の配置状況により排水管渠を公共水域に接続することが困難であるなど、やむを得ないと認められる場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、雨水排水を浸透施設により開発区域内において処理することができるものとする。</p> <p>2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 浸透施設の容量は、<u>開発区域の規模に応じた確率降雨強度式</u>により算定すること。</p> <p>(擁壁の設置)</p> <p>第31条 開発行為によって崖が生じる場合にあつては、開発区域及びその周辺地域住民の安全を確保するために<u>盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日付け国官参宅第12号・5農振第650号・5林整治第244号）</u>に基づき擁壁を設けるものとする。</p>	<p>第6条の2 略</p> <p>(浸透施設の設置)</p> <p>第27条 開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、開発区域の周辺の状況及び河川、水路等の配置状況により排水管渠を公共水域に接続することが困難であるなど、やむを得ないと認められる場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、雨水排水を浸透施設により開発区域内において処理することができるものとする。</p> <p>2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 浸透施設の容量は、<u>5年確率降雨強度式</u>により算定すること。</p> <p>(擁壁の設置)</p> <p>第31条 開発行為によって崖が生じる場合にあつては、開発区域及びその周辺地域住民の安全を確保するために<u>宅地防災マニュアル（平成13年5月24日付け国総民発第7号）</u>に基づき擁壁を設けるものとする。</p>

別表第1の2の次に次の1表を加える。

別表第1の3(第6条の3関係)

用途	市街化調整区域内の既存の工場における事業と密接な関連を有する建築物又は第一種特定工作物であり、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域において建築等をすることが必要なもの	
位置	開発区域は、原則として既存の工場の敷地の隣接地又は近接地であること。 ただし、既存の工場における事業の量的拡大のみが図られる場合は、既存の工場の隣接地で、かつ、既存の工場と一体的な土地利用が図られるものであること。	
敷地規模	5 ha未満	ただし、既存の工場における事業の量的拡大のみが図られる場合は、従前の敷地を含めた開発区域の面積は、従前の敷地面積の2倍以下、かつ、5 ha未満であること。
建築物等	予定建築物等の規模、構造及び設計等が周辺環境に影響を及ぼさないものであること。	

- 注1) 既存の工場は、当該地において5年以上の操業実績があること。
 注2) 「密接な関連を有する」とは、既存の工場に対して自己の生産物の5割以上を原料又は部品として納入している場合であって、それらが既存の工場における生産物の原料又は部品の5割以上を占める場合等具体的な事業活動に着目して、生産、組立て、出荷等の各工程に関して不可分一体の関係にある場合をいう。
 注3) 「事業活動の効率化」とは、既存の工場における事業の質的改善又は事業の量的拡大が図られる場合をいう。

附 則

- この基準は、令和7年4月1日から適用する。
- この基準の適用の際現に申請がなされているものについては、なお従前の例による。
(改正後の基準の写しを栃木県県土整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。)

(都市政策課)

公 告

○患者の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患者となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和7（2025）年3月18日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患者	1頭	那須町	令和7（2025）年3月6日	法令殺

(畜産振興課)

○令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度における建設工事に係る競争入札参加資格（令和7（2025）年栃木県告示第108号。以下「告示」という。）1の県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

令和7（2025）年3月18日

栃木県知事 福田 富一

- 受付期間
令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年9月15日まで
- 審査基準日
令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度における競争入札参加資格審査を申請する日
ただし、3の(2)にて別に定める場合を除く
- 申請方法
 - 電子申請
一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請（以下「電子申請」という。）によること。
 - 提出書類及び提出先
申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 TEL028-623-2390）に郵送により提出すること。ただし、ウに掲げる書類で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（告示3の(5)の届出をしていることをいう。以下同じ。）又はそれらに加入する義務がないこと（告示3の(5)の届出の義務がないことをいう。以下同じ。）を確認できる場合については、イに掲げる書類を提出することを要しない。
なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県建設工事競争入札参加資格申請提出書類

在中」と明記すること。

ア 申請者が法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又はそれらに加入する義務がないことを確認できる書類の写し

ウ 告示3の(6)の審査基準日が令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度における競争入札参加資格審査を申請する日の1年7月前の日が属する事業年度の直後の事業年度終了日以降にある建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知の写し

エ 申請者が競争入札参加資格審査を申請する直前の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（告示5の(4)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）を1人以上、かつ、同条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号から様式第6号の4までのいずれか）の控えの写し

また、申請者が競争入札参加資格を申請する日の直前の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類

オ 申請者が更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者を2年以内に3ヶ月以上継続して雇用した実績を有するときは、雇用実績を証する書類

また、管轄保護観察所に協力雇用主登録をしている者であるときは、登録していることを証する書類

カ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第1条及び第2条関係）の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

キ 申請者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号）第1条及び第5条関係）の控えの写し

また、申請者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第11条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

もしくは、栃木県「男女生き活き企業」認定制度実施要綱第4条に基づく認定を受けたときは、認定証の写し

ク 申請者が青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第17条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合事業主認定通知書の写し

ケ 申請者が申請の日において関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく認定を関東地方整備局長から受けているときは、認定証の写し

コ 申請者が従業員のうち2名以上が消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項に規定する消防

団に加入・活動している者であるときは、従業員の雇用及び消防団の加入等を証する書類、又は栃木県消防団協力事業所表示制度に基づき交付した表示証の写し

サ 申請者が労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの会員であるときは、当該会員であることを証する書類

シ 申請者がとちぎ健康経営事業所認定制度実施要領第5条に基づく認定を受けたとき、又は経済産業省が実施する健康経営優良法人認定制度に基づく認定を受けたときは認定証の写し

ス 申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する者を置くときには、営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第1号別紙2(1)又は別紙2(2)）又は変更届出書第2面（同規則様式第22号の2第2面）の写し、及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（同規則様式第11号）の写し

セ その他、競争入札参加資格の審査を申請する共同受付参加市町が別に定める「市町別提出書類」

(3) 電子申請に用いる言語等

電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

(4) 特定調達契約

告示2ただし書に規定する一般競争入札参加資格のみの審査を申請しようとする者は、その旨を記載した書類を併せて提出すること。

4 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間

(1) 令和7(2025)年4月1日から同月15日までに3の(1)の規定による電子申請、並びに3の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和7(2025)年6月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(2) 令和7(2025)年4月16日から同年6月15日までに3の(1)の規定による電子申請、並びに3の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和7(2025)年8月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(3) 令和7(2025)年6月16日から同年9月15日までに3の(1)の規定による電子申請、並びに3の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和7(2025)年11月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(4) 令和7(2025)年9月16日から同年12月15日までに3の(1)の規定による電子申請、並びに3の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和8(2026)年2月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(5) 令和7(2025)年12月16日から令和8(2026)年3月15日までに3の(1)の規定による電子申請、並びに3の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和8(2026)年5月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(6) 令和8(2026)年3月16日から同年6月15日までに3の(1)の規定による電子申請、並びに3の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和8(2026)年8月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(7) 令和8(2026)年6月16日から同年9月15日までに3の(1)の規定による電子申請、並びに3の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

争入札参加資格が認められた者

令和8(2026)年11月1日から令和9(2027)年3月31日まで

6 その他

- (1) 栃木県と共同受付を実施する市町の競争入札参加資格の審査に係る受付期間等についても同様とする。
(但し、申請の手引き等において別に定める場合を除く。)
- (2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
- (3) 問合せ先
栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 TEL028-623-2390)

○令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格(令和7(2025)年栃木県告示第109号)1の県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第150条第2項(同規則第159条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり公告する。

令和7(2025)年3月18日

栃木県知事 福田 富一

1 受付期間

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年度9月15日まで

2 申請方法

(1) 電子申請

競争入札参加資格の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う申請(以下「電子申請」という。)によること。

(2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当(〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 TEL028-623-2390)に郵送により提出すること。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書(その3の3)及び県税事務所で発行する全税目の納税証明書(県提出用)(以下「県税納税証明書」という。)、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書(その3の2)及び県税納税証明書(県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。)

イ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し(申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する者を置くときには、当該営業所の登録証明書又はその写し)

ウ 申請者が法人であるときは、商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書

エ 申請者が法人であるときは申請日直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは同日の直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

[注] 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、ア及びイに掲げる書類、ウ及びエに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

オ その他、競争入札参加資格の審査を申請する共同受付参加市町が別に定める「市町別提出書類」

(3) 電子申請に用いる言語等

ア 電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

イ 電子申請に際し入力される金額、電子申請に際し送信する測量等実績調書等に記録される金額及び提出書類に記載される金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を入力し、記録し、又は記載すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) 令和7(2025)年4月1日から同月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和7(2025)年6月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(2) 令和7(2025)年4月16日から同年6月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和7(2025)年8月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(3) 令和7(2025)年6月16日から同年9月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和7(2025)年11月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(4) 令和7(2025)年9月16日から同年12月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和8(2026)年2月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(5) 令和7(2025)年12月16日から令和8(2026)年3月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和8(2026)年5月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(6) 令和8(2026)年3月16日から同年6月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和8(2026)年8月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(7) 令和8(2026)年6月16日から同年9月15日までに2の(1)の規定による電子申請、並びに2の(2)の規定による郵送（同月18日までに栃木県県土整備部監理課へ書類の到達を証明できるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者

令和8(2026)年11月1日から令和9(2027)年3月31日まで

5 その他

(1) 栃木県と共同受付を実施する市町の競争入札参加資格の審査に係る受付期間等についても同様とする。（但し、申請の手引き等において別に定める場合を除く。）

(2) 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL028-623-2390）

（監理課）